

退職後制度一覧

(組合員がご加入いただける退職後制度の一覧、個人扱含)

現職中		退職後 (2項組合員含む)			
制度名	団体扱 (2項組合員のみ)	個人扱	対象者		特長
ライフサポートプラン	●	●	本人 配偶者	①ライフサポートプラン	70歳まで 現職と同じ掛金体系・ 同じ保障内容
		●	本人 配偶者	②リレー定期	80歳まで 80歳までの長期保障、 リビング・ニーズ特約有
		●	本人 配偶者	③一時払退職後終身保険	終身 生涯にわたる保障
新・3大疾病 支援コース	●	●	本人 配偶者	④新・3大疾病支援コース	70歳まで 1年更新
		●	本人 配偶者	⑤新・3大疾病支援コース退職後継続制度	80歳まで 80歳満期
長期継続保障 プラン	●	●	本人 配偶者	⑥長期継続保障プラン	70歳満期
		●	本人 配偶者	⑦長期継続保障プラン	70歳満期

(※) ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。また、更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

現職中にご加入いただいている制度で団体扱・個人扱のいずれかを選択いただけます。
(2項組合員のみ)

退職後制度の加入にあたってはそれぞれの加入条件がございます。

- ②のリレー定期、③の一時払退職後終身保険は退職日直前までに継続して2年以上現職制度に加入している方
- ⑤新・3大疾病支援コース退職後継続制度・⑦長期継続保障プランについては退職日直前まで現職制度を継続している方
- それぞれの退職後制度加入保険金額には要件があります
退職後商品については、別途配布するパンフレットを参照願います。

詳細は下記までお問い合わせください

退職月の前月1日までに「J-POWERグループ生協」(03-3546-6082)へご連絡願います。

保険金等のご請求について

保険金等のご請求については下記の電話番号までお問い合わせ願います。

TEL.03-3546-6082

ライフサポートプラン

<半年払保険料併用特約付年金払特約付子ども特約付団体定期保険>
<7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)>
<リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)>

お知らせ

保険料率の改定により「新・3大疾病支援コース」
「長期継続保障プラン(新型)」の掛金を変更いたします。

「新・3大疾病支援コース」 について

◎保険金ごとの保障イメージ<お申込金額500万円の場合>

保険金種類	お支払事由				
	死亡・ 高度障害	3大疾病(特定疾病)		その他の4疾病	
		悪性 新生物 (がん) ^(※)	急性 心筋梗塞	脳卒中	重度の 糖尿病 慢性腎不全 重度の 高血圧性疾患 肝硬変
主契約	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 500万円			
特約	7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で 250万円			
特約	がん・上皮内新生物 保険金	お支払事由のいずれかに該当で 50万円			
お支払事由ごとの 保険金額合計		500万円	800万円	750万円	250万円

(※)「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

●本人31歳～35歳、500万円コースの場合

	月額掛金			合計月額掛金
	主契約	7大疾病	がん・上皮内新生物	
男性	1,315円	525円	80円	男性 1,920円
女性	1,405円	725円	225円	女性 2,355円

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2020年3月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

ライフサポートプランのコースの変更、配偶者・
子どもの追加は当PR期間中のみの受付となります。

当制度はカフェテリアプランポイント(年間500P)を
ご利用いただけます!!
カフェテリアプランの詳細については、J-POWERフォー
ラムの福利厚生情報をご覧ください。

ライフサポートプランは
<半年払保険料併用特約付年金払特約付子ども特約付団体定期保険>
剰余金を年一回、**配当金**として加入者に還付

過去3年間の
平均配当実績 (参考)
約**41.5%**
みなし配当率 約**31.1%***

この保険は、一年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返ししますので、
実質掛金は軽減されます。
配当額は加入者数、支払保険金額の多寡によって異なります。
*2018年4月2日更新契約からは保険料率改定により、保険金支払などが過年度と同条件であつ
た場合でも配当率が低下します。参考として、2016年度～2018年度の実績配当率を改定後の
保険料水準にて再計算した配当率を記載しています。
・配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
・配当金は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時
点では確定していません。
新・3大疾病支援コース、長期継続保障プランには配当金はありません。

申込
締切日 **2019年11月8日(金)**
J-POWERグループ 生協本部必着

責任開始期
(加入日) **2020年3月1日**

※【契約概要】【注意喚起情報】はP20～P22に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。



電源開発生活協同組合

http://www.jpowers.co.jp/seikyuu/

☎03(3546)6082 内線 91-3092
e-mail:Seikyuu_Denpatsu@jpowers.co.jp

ライフサポートプラン

新・3大疾病支援コース

長期継続保障プラン

ご加入にあたって

契約概要・注意喚起情報

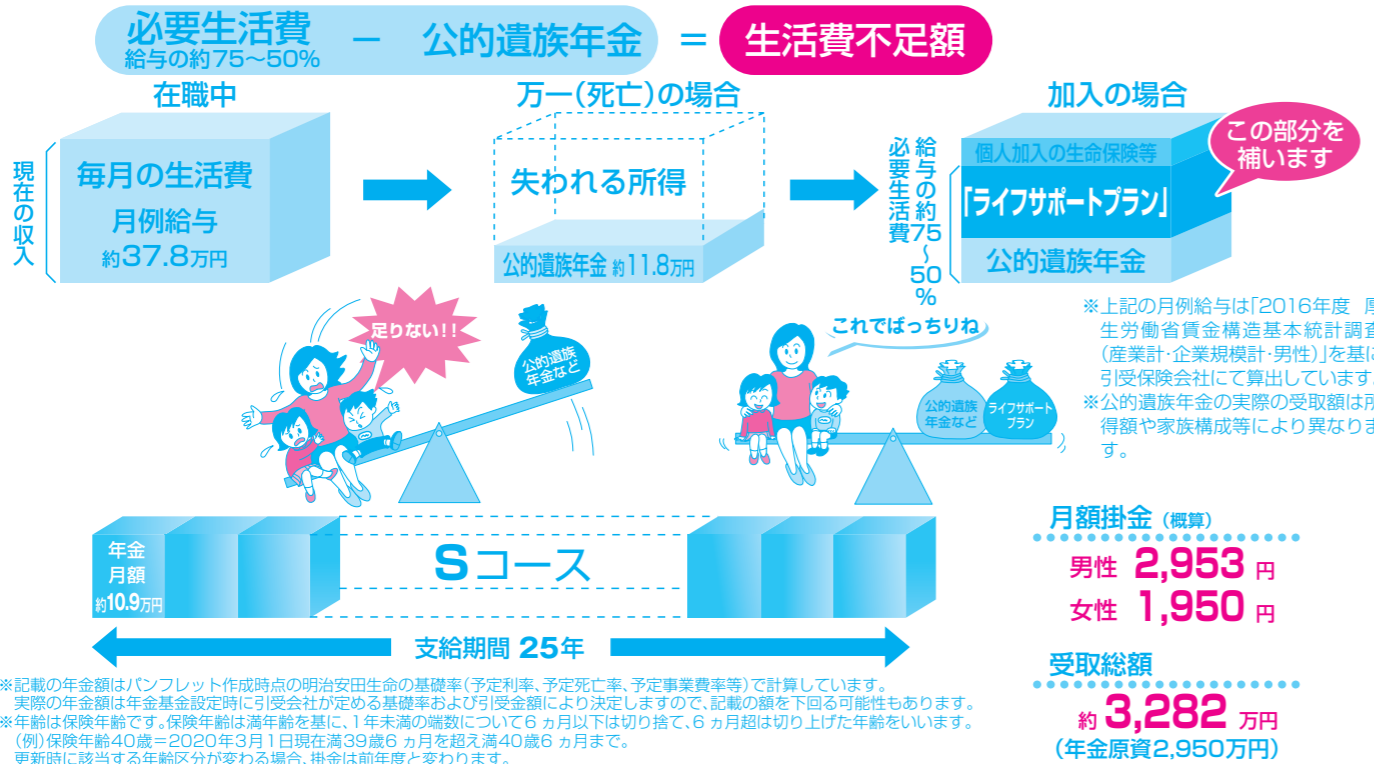
1 ライフサポートプラン 半年払保険料併用特約付年金払特約付こども特約付団体定期保険

意向確認【ご加入前のご確認】 ライフサポートプランは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。
死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を（一時金または年金として）お支払いします。

経済面 を支援します!!

例えば

保険年齢32歳の生協組合員(配偶者+子ども1人)がSコースにご加入していた場合



精神面 を支援します!!

●遺族ガイダンスの実施

残された家族の「不安」「悩み」が少しでもなくなるよう、遺族と面談し、「心の支援」を行います。また下記のサービスをご提供します。

ライフガイドを用意します
残されたご家族の当面の不安である年金・医療・税金関係を中心にイラスト入りでわかりやすくガイドする手引書です。

- (内容)
①遺族が受けられる給付
②公的に必要な手続き
③生活ガイド
(税金、教育、住宅、母子福祉付金制度等)

家計収支推移表を用意します
ご家族のライフステージにおいて発生する諸費用(生活費用・教育費用等)および収入(ライフサポートプラン)のモデルを一覧表にてご提供します。

- (内容)
①収入 公的遺族年金、ライフサポートプラン等
②支出 生活費用、教育費用等

フリーダイヤルで健康相談およびメンタルヘルス相談、FP相談を受けることができます。ご家族の健康に関する悩みに24時間体制でお応えします。

- (内容)
顧問医と看護師、保健師、臨床心理士、FP資格取得者などのアドバイザーがお応えいたします。

※高度障害保険金受取人とそのご家族は3つのサービスに加え、「障がい相談」がご利用いただけます。



【新・3大疾病支援コース】

精神的サポートの取り組みを開始しました

特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金をお受け取りになられた場合、本人・ご家族の精神的負担を軽減できるよう3つの相談サービスを無料で3年間ご提供します。

経済的支援
(保険金のお支払い)

治療費等に充当

精神的支援
(MYメディカルサポート)

各種相談サービスを活用し悩みを解決

24時間健康・医療相談	フリーダイヤル（無料）／24時間／年中無休 健康に関する悩みや相談に、保健師等の専門家が年中無休・24時間応じます。
メンタルヘルス相談	フリーダイヤル（無料）・面談でのカウンセリング（年間5回まで無料） 臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。
セカンドオピニオン	フリーダイヤル（無料） 重篤な疾患での治療中等に、ご相談に応じ総合相談医や医療機関の手配・紹介を行ないます。また、糖尿病の早期治療・重症化防止に向けた相談を行ないます。

スマートプラン

本人コース

【加入対象区分：本人】
【死亡・高度障害のとき】

【重要】死亡保険金と高度障害保険金とは重複してお支払い致しません。

スマートプラン(Eコース)	年齢区分	生年月日	給付		月額掛金	
			一時金(死亡・高度障害保険金)	男性	女性	
100万円	15~35歳	1984.9.2~2005.9.1	100万円	245 円	211 円	
	36~40歳	1979.9.2~1984.9.1		271	252	
	41~45歳	1974.9.2~1979.9.1		314	275	
	46~50歳	1969.9.2~1974.9.1		385	327	
	51~55歳	1964.9.2~1969.9.1		492	389	
	56~60歳	1959.9.2~1964.9.1		644	453	
	61~65歳	1954.9.2~1959.9.1		906	552	
	66~70歳	1949.9.2~1954.9.1		1,271	692	

配偶者コース

【加入対象区分：配偶者】
【死亡・高度障害のとき】

配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。

配偶者スマートプラン(100万円)	年齢区分	生年月日	給付		月額掛金	
			一時金(死亡・高度障害保険金)	男性	女性	
100万円	16~35歳	1984.9.2~2004.9.1	100万円	245 円	211 円	
	36~40歳	1979.9.2~1984.9.1		271	252	
	41~45歳	1974.9.2~1979.9.1		314	275	
	46~50歳	1969.9.2~1974.9.1		385	327	
	51~55歳	1964.9.2~1969.9.1		492	389	
	56~60歳	1959.9.2~1964.9.1		644	453	
	61~65歳	1954.9.2~1959.9.1		906	552	
	66~70歳	1949.9.2~1954.9.1		1,271	692	

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2020年3月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
●更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
●記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算掛金と異なった場合には初回に遡って精算いたします。

スマートプラン加入例

〈本人25歳の場合〉

ライフサポートプラン

「スマートプラン」
(Eコース)
100 万円
(死亡・高度障害保険金)

月額掛金（概算）

男性 **245** 円
女性 **211** 円

新・3大疾病支援コース

300万円コース
(主契約)

(所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態(※1)になったとき)

月額掛金

男性 **627** 円
女性 **474** 円

スマートプラン加入例

合計月額概算掛金

男性 **872** 円
女性 **685** 円

記載の掛金は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。
(※1)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。

月払いコース

本人コース 【加入対象区分：本人】 (死亡・高度障害のとき)

支給期間とは
遺族年金の給付期間です。
(掛金の支払期間ではありません)

年金受取総額とは
死亡保険金を元にお支払いする年金の総額のことです。

年金原資とは
死亡・高度障害時の保険金(一時金)のことです。

Sコース 昨年新設しました 最上位コース

年齢区分	給付			月額掛金		
	支給期間	月額給付	受取総額	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	男 性	女 性
15~35歳	25年間	約 10.9 万円	約 3,282 万円	2,950 万円	2,953 円	1,950 円
36~40歳	25年間	10.9	3,282	2,950	3,720	3,159
41~45歳	20年間	11.3	2,715	2,500	4,250	3,275
46~50歳	15年間	11.7	2,121	2,000	4,850	3,690
51~55歳	10年間	12.9	1,552	1,500	5,280	3,735
56~60歳	10年間	12.9	1,552	1,500	7,560	4,695
61~65歳	10年間	12.9	1,552	1,500	11,490	6,180
66~70歳	10年間	12.9	1,552	1,500	16,965	8,280

Aコース

年齢区分	給付			月額掛金		
	支給期間	月額給付	受取総額	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	男 性	女 性
15~35歳	25年間	約 9.2 万円	約 2,781 万円	2,500 万円	2,525 円	1,675 円
36~40歳	25年間	9.2	2,772	2,492	3,165	2,692
41~45歳	20年間	9.5	2,300	2,118	3,624	2,798
46~50歳	15年間	10.4	1,888	1,781	4,335	3,302
51~55歳	10年間	9.8	1,179	1,140	4,049	2,875
56~60歳	10年間	8.8	1,056	1,021	5,194	3,244
61~65歳	10年間	8.8	1,056	1,021	7,869	4,254
66~70歳	10年間	8.8	1,056	1,021	11,595	5,684

Bコース

年齢区分	給付			月額掛金		
	支給期間	月額給付	受取総額	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	男 性	女 性
15~35歳	25年間	約 6.0 万円	約 1,805 万円	1,623 万円	1,692 円	1,140 円
36~40歳	25年間	4.8	1,446	1,300	1,723	1,476
41~45歳	20年間	4.3	1,035	953	1,713	1,341
46~50歳	15年間	4.2	766	723	1,849	1,430
51~55歳	10年間	4.4	536	518	1,922	1,388
56~60歳	10年間	3.6	432	418	2,215	1,417
61~65歳	10年間	3.6	432	418	3,310	1,830
66~70歳	10年間	3.6	432	418	4,836	2,416

Cコース

年齢区分	給付			月額掛金		
	支給期間	月額給付	受取総額	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	男 性	女 性
15~35歳	年間	約 万円	約 万円	万円	915 円	641 円
36~40歳					1,124	971
41~45歳					1,470	1,156
46~50歳					2,042	1,575
51~55歳					2,903	2,074
56~60歳					4,127	2,589
61~65歳					6,236	3,386
66~70歳					9,174	4,513

Dコース

年齢区分	給付			月額掛金		
	支給期間	月額給付	受取総額	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	男 性	女 性
15~35歳	年間	約 万円	約 万円	万円	546 円	404 円
36~40歳					655	575
41~45歳					834	671
46~50歳					1,130	888
51~55歳					1,576	1,147
56~60歳					2,210	1,414
61~65歳					3,303	1,826
66~70歳					4,825	2,410

【重要】本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。

ボーナス払い併用コース

本人コース 【加入対象区分：本人】 (死亡・高度障害のとき)

ボーナス給付掛金はボーナス月(6月・12月)の月額掛金とあわせて月例給与から控除させていただきます。

S1コース 昨年新設しました 最上位コース

年齢区分	給付						掛金				
	月額給付		年金原資 (死亡・高度障害保険金)	ボーナス給付		受取総額	月額掛金		ボーナス給付掛金		
	支給期間	月 額		支給期間	給付額 (年2回)		男 性	女 性	男 性	女 性	
15~35歳	25年間	約 7.9 万円	2,150 万円	15年間	約 28.2 万円	800 万円	約 3,240 万円	2,193 円	1,462 円	4,798 円	3,134 円
36~40歳	25年間	7.9	2,150	15年間	28.2	800	3,240	2,752	2,343	6,078	5,142
41~45歳	20年間	9.0	2,000	10年間	25.8	500	2,689	3,430	2,650	5,170	3,975
46~50歳	15年間	8.8	1,500	10年間	25.8	500	2,107	3,675	2,805	7,340	5,565
51~55歳	10年間	10.3	1,200	5年間	30.3	300	1,545	4,254	3,018	6,429	4,539
56~60歳	10年間	10.3	1,200	5年間	30.3	300	1,545	6,078	3,786	9,219	5,712
61~65歳	10年間	10.3	1,200	5年間	30.3	300	1,545	9,222	4,974	14,031	7,530
66~70歳	10年間	10.3	1,200	5年間	30.3	300	1,545	13,602	6,654	20,733	10,101

A1コース

年齢区分	給付						掛金				
	月額給付		年金原資 (死亡・高度障害保険金)	ボーナス給付		受取総額	月額掛金		ボーナス給付掛金		
	支給期間	月 額		支給期間	給付額 (年2回)		男 性	女 性	男 性	女 性	
15~35歳	25年間	約 6.8 万円	1,848 万円	15年間	約 23.0 万円	652 万円	約 2,747 万円	1,906 円	1,277 円	3,938 円	2,582 円
36~40歳	25年間	6.8	1,848	15年間	23.0	652	2,747	2,386	2,035	4,981	4,218
41~45歳	20年間	7.5	1,661	10年間	23.7	459	2,278	2,874	2,226	4,758	3,661
46~50歳	15年間	7.7	1,310	10年間	23.7	459	1,864	3,229	2,469	6,750	5,121
51~55歳	10年間	7.9	921	5年間	24.5	243	1,198	3,300	2,351	5,236	3,705
56~60歳	10年間	7.9	921	5年間	24.5	243	1,198	4,700	2,941	7,496	4,655
61~65歳	10年間	7.9	921	5年間	24.5	243	1,198	7,113	3,852	11,394	6,128
66~70歳	10年間	7.9	921	5年間	24.5	243	1,198	10,474	5,142	16,822	8,210

B1コース

年齢区分	給付						掛金				
	月額給付		年金原資 (死亡・高度障害保険金)	ボーナス給付		受取総額	月額掛金		ボーナス給付掛金		
	支給期間	月 額		支給期間	給付額 (年2回)		男 性	女 性	男 性	女 性	
15~35歳	25年間	約 6.0 万円	1,623 万円	15年間	約 18.4 万円	522 万円	約 2,358 万円	1,692 円	1,140 円	3,183 円	2,097 円
36~40歳	25年間	4.8	1,300	15年間	18.4	522	1,999	1,723	1,476	4,018	3,407
41~45歳	20年間	4.3	953	10年間	18.9	366	1,413	1,713	1,341	3,825	2,950
46~50歳	15年間	4.2	723	8年間	19.2	300	1,073	1,849	1,430	4,464	3,399
51~55歳	10年間	4.4	518	5年間	19.5	194	731	1,922	1,388	4,210	2,988
56~60歳	10年間	3.6	418	5年間	17.6	175	608	2,215	1,417	5,440	3,395
61~65歳	10年間	3.6	418	5年間	17.6	175	608	3,310	1,830	8,247	4,455
66~70歳	10年間	3.6	418	5年間	17.6	175	608	4,836	2,416	12,157	5,955

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2020年3月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
●記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
●実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
●記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算掛金と異なった場合には初回に遡って精算いたします。

■ 月払いコース

配偶者コース

【加入対象区分：配偶者】 配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
 (死亡・高度障害のとき) 配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。

配偶者の保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。

800万円コース

年齢区分	給付				月額掛金	
	支給期間	月額給付	受取総額	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	男	女性
16～35歳	年間 5	約 13.4 万円	約 808 万円	800	910	638
36～40歳					1,118	966
41～45歳					1,462	1,150
46～50歳					2,030	1,566
51～55歳					2,886	2,062
56～60歳					4,102	2,574
61～65歳					6,198	3,366
66～70歳	9,118	4,486				

403万円コース

年齢区分	給付				月額掛金	
	支給期間	月額給付	受取総額	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	男	女性
16～35歳	年間 5	約 6.7 万円	約 407 万円	403	533	396
36～40歳					638	561
41～45歳					811	654
46～50歳					1,097	863
51～55歳					1,528	1,113
56～60歳					2,141	1,371
61～65歳					3,197	1,770
66～70歳	4,668	2,334				

子どもコース

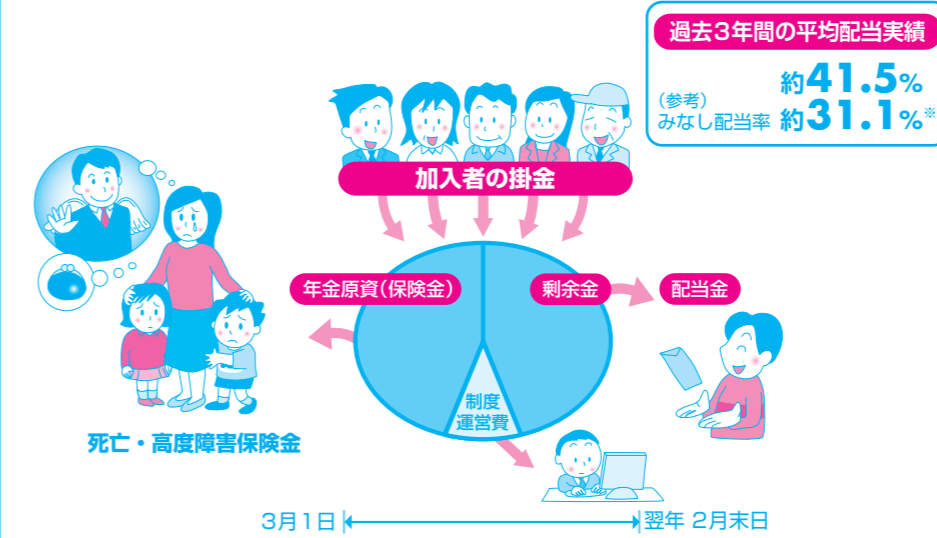
【加入対象区分：子ども】 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
 (死亡・高度障害のとき)

年齢区分	保険金額 (死亡・高度障害保険金額)	月額掛金
3～22歳	300 万円	一律 210 円

- 掛金は毎月給与から控除します。(初回は2020年2月分給与より)
- なお、当制度は本人、配偶者それぞれ月払い、ボーナス払い掛金に150円の制度運営費を含みます。
- 配偶者および子ども特約の掛金は月払のみです。(ボーナス給付セットコースについて)
- 月額給付に加えて、ボーナス給付が付加されているコースです。
- ボーナス給付掛金はボーナス月(6月、12月)に月額掛金とあわせて月例給与から控除させていただきます。
- この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。
- 本制度は主契約(団体定期保険)と特約(半年払保険料併用特約、年金払特約、子ども特約)をセットしたものです。
- 記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算掛金と異なった場合には初回に遡って精算いたします。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2020年3月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- 期中での月払のみ、ボーナス時払いのみの脱退はできません。
- 被保険者が脱退した場合は、その被保険者についての掛金が払い込まれた半年払掛金の部分の契約上の責任は、次の半年単位の契約応当日の前日までとします。
- 増加年金の表示についてのお知らせ
増加年金額は、それぞれのお支払時期の前年度決算により決定します。将来お支払いする増加年金額は現時点では確定しておりませんので、記載しておりません。なお、決算の状況によっては増加年金額は0となることもあります。
- 半年単位の契約応当日から、次のボーナス払掛金が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の掛金が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

■ 制度の仕組み

生協組合員同士で助け合うしくみなんです！



年一回 配当金として 加入者に還付

この保険は、一年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返ししますので、実質掛金は軽減されます。配当額は加入者数、支払保険金額の多寡によって異なります。

※2018年4月2日更新契約からは保険料率改定により、保険金支払などが過年度と同条件であった場合でも配当率が低下します。参考として、2016年度～2018年度の実績配当率を改定後の保険料水準にて再計算した配当率を記載しています。

- ・配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
- ・配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

新・3大疾病支援コース、長期継続保障プランには配当金はありません。

■ 制度の特長

ライフサポートプランの特長

1 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。

2 年代に応じたコース内容

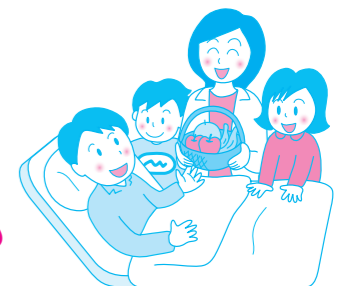
残された家族の必要生活費は、本人の年代や家族構成により異なるため、ライフサポートプランは、本人の年代に応じた無駄のない設計となっています。

3 お手頃な掛金と剰余金還付の仕組み(配当金)

ライフサポートプランは団体保険としてのお手頃な掛金と1年毎に収支計算をし剰余金が生じた場合は配当金として加入者に還付する仕組みとなっています。

4 制度内容も毎年確認できるうえ、加入内容変更もできます。

5 組合員本人が加入すると、配偶者・子どもも一緒に加入できます。



2 新・3大疾病支援コース 7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)

意向確認【ご加入前のご確認】 新・3大疾病支援コースは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。今年度は、保険料率改定を行なっていますので、ご自身の保険料をご確認のうえ、お申込みください。

制度の特長

- **三大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。**
- **死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。**
- **特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。**

保障内容等

[加入対象区分：本人・配偶者]

保障区分	保障内容	申込保険金額	
		500万円	300万円
主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態 ^(※1) になったとき 特定疾病保険金 ^(※2)	500万円	300万円
	死亡・所定の高度障害状態のとき 死亡・高度障害保険金 ^(※2)		
7大疾病保障特約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態 ^(※1) になったとき 7大疾病保険金 ^(※3)	250万円	150万円
がん・上皮内新生物保障特約	所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき がん・上皮内新生物保険金 ^(※3)	50万円	30万円

(※1)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。

(※2) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※3) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

(注) 特約を付加するには、主契約への加入が必要です。

リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。
------------	--------------------------------------

◎保険金ごとの保障イメージ<お申込金額500万円の場合>

保険金種類	お支払事由						
	死亡・高度障害	3大疾病(特定疾病)		その他の4疾病		上皮内新生物	
		悪性新生物(がん) ^(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病		慢性腎不全
					重度の高血圧性疾患	肝硬変	
主契約 特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 500万円						
特約 7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で 250万円						
特約 がん・上皮内新生物保険金	お支払事由のいずれかに該当で 50万円						
お支払事由ごとの保険金額合計	500万円	800万円	750万円	250万円	50万円		

(※)「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。

「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意

各保険金の主なお支払事由はつぎのとおりです。

● 被保険者が加入日(*)以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾病例 ^{※1}	
7大疾病保障特約 ^{※13}	● 悪性新生物(がん)	加入日(*)前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたとき	・ 上皮内新生物 ^{※4} ・ 悪性黒色腫を除く皮膚がん ・ 脂肪腫
	● 急性心筋梗塞	加入日(*)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・ 狭心症 ・ 解離性大動脈瘤 ・ 心筋症
	● 脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日(*)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・ 一過性脳虚血 ・ 外傷性くも膜下出血 ・ 未破裂脳動脈瘤
	● 重度の糖尿病	加入日(*)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	● 重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)	加入日(*)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	● 慢性腎不全	加入日(*)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
● 肝硬変	加入日(*)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}		
がん・上皮内新生物保険金	加入日(*)前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたとき		
死亡保険金	死亡されたとき		
高度障害保険金	加入日(*)以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき		

※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。

※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(*)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日(*)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に局限しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。

※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含まれません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、ケース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり 特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ型)付表3をご覧ください。)を示す状態。

※9 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜透析法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。

※10 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。

※11 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(*)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日(*)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。

※12 7大疾病保障特約のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

月額掛金

掛金は毎月の給与より控除します。(初回は2月分から)
(保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額500万円・300万円)

(単位：円)

男性						
本人・配偶者						
申込保険金額	500万円			300万円		
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
年齢	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円
15歳	585	250	60	351	150	36
16~20歳	790	325	65	474	195	39
21~25歳	1,045	350	65	627	210	39
26~30歳	1,070	400	70	642	240	42
31~35歳	1,315	525	80	789	315	48
36~40歳	1,770	675	100	1,062	405	60
41~45歳	2,440	975	150	1,464	585	90
46~50歳	4,055	1,700	235	2,433	1,020	141
51~55歳	6,710	2,700	360	4,026	1,620	216
56~60歳	10,490	4,600	620	6,294	2,760	372
61~65歳	16,335	7,325	1,135	9,801	4,395	681
66~70歳	24,170	10,575	1,740	14,502	6,345	1,044

(単位：円)

女性						
本人・配偶者						
申込保険金額	500万円			300万円		
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
年齢	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円
15歳	560	275	60	336	165	36
16~20歳	665	325	75	399	195	45
21~25歳	790	375	125	474	225	75
26~30歳	995	500	160	597	300	96
31~35歳	1,405	725	225	843	435	135
36~40歳	2,050	1,100	305	1,230	660	183
41~45歳	2,980	1,825	400	1,788	1,095	240
46~50歳	3,750	2,375	500	2,250	1,425	300
51~55歳	4,895	3,025	515	2,937	1,815	309
56~60歳	6,025	4,025	595	3,615	2,415	357
61~65歳	8,540	4,775	805	5,124	2,865	483
66~70歳	11,270	6,375	905	6,762	3,825	543

(単位：円)

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2020年3月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
※この制度の掛金は年単位の契約当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。
記載の掛金は主契約の総保険金額10億円以上30億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約当日より正規掛金を適用します。

記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。

加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いたします。

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

※新規加入および特約の付加は65歳までです。

「悪性新生物(がん)」についてのワンポイントアドバイス

主契約だけでは「上皮内新生物※」はお支払いの対象となりません!

●「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に局限しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。

なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「T_a」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「T_{is}」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。

※がん・上皮内新生物保障特約を付加すれば「上皮内新生物」も保障の対象となります。

なるほど…
一口に「がん」といってもいろいろなケースがあるんだね!
勉強になったなあ。



3 長期継続保障プラン

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)

はじめに

意向確認[ご加入前のご確認] 長期継続保障プランは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

長期継続保障プランの特長

- 1 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 2 保険年齢70歳までの保障が準備できます。
(ライフサポートプランとあわせて在職中、退職後も安心です)
退職時に70歳までの掛金を一括払い(または年払い)していただくことにより保障が継続されます。
- 3 医師の診査なし(告知書扱)で申込手続きが簡単です。
- 4 単独でのご加入ができます。
(ライフサポートプランのご加入に関わらず単独で加入できます)

○本人と配偶者の現在の保障の上乗せ ○シルバーライフの万一の保障に!

退職後も70歳まで最高「500万円」の死亡・高度障害保障がご加入時の保険料率のままで継続します。
掛金は、割引額の変更、または退職時の個人扱いへの変更等により変動する場合があります。

リビング・ニーズ特約

余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

保障内容

[加入対象区分: 本人・配偶者]

		死亡・高度障害のとき		死亡・高度障害保険金	
本人	一時金	500万円	一時金	300万円	
配偶者	一時金	500万円	一時金	300万円	

(リビング・ニーズ特約) 余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。 ※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。
なお、継続加入を希望される場合は退職予定日の3ヵ月前までに生協本部にお問い合わせください。

月額掛金

年齢・性別により掛金は異なります。(保険期間70歳満了、集団扱月払、保険金額500万円・300万円) (単位：円)

年齢	500万円		300万円		年齢	500万円		300万円		年齢	500万円		300万円	
	男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性
16歳	1,740	1,135	1,044	681	33歳	2,450	1,515	1,470	909	50歳	4,010	2,215	2,406	1,329
17歳	1,775	1,150	1,065	690	34歳	2,510	1,550	1,506	930	51歳	4,140	2,265	2,484	1,359
18歳	1,810	1,170	1,086	702	35歳	2,575	1,580	1,545	948	52歳	4,270	2,315	2,562	1,389
19歳	1,840	1,190	1,104	714	36歳	2,645	1,610	1,587	966	53歳	4,405	2,360	2,643	1,416
20歳	1,875	1,205	1,125	723	37歳	2,710	1,645	1,626	987	54歳	4,550	2,410	2,730	1,446
21歳	1,905	1,225	1,143	735	38歳	2,790	1,680	1,674	1,008	55歳	4,705	2,465	2,823	1,479
22歳	1,940	1,245	1,164	747	39歳	2,860	1,720	1,716	1,032	56歳	4,865	2,515	2,919	1,509
23歳	1,980	1,265	1,188	759	40歳	2,945	1,750	1,767	1,050	57歳	5,040	2,575	3,024	1,545
24歳	2,020	1,285	1,212	771	41歳	3,030	1,790	1,818	1,074	58歳	5,220	2,640	3,132	1,584
25歳	2,055	1,305	1,233	783	42歳	3,115	1,835	1,869	1,101	59歳	5,410	2,700	3,246	1,620
26歳	2,095	1,330	1,257	798	43歳	3,210	1,880	1,926	1,128	60歳	5,600	2,760	3,360	1,656
27歳	2,140	1,355	1,284	813	44歳	3,310	1,920	1,986	1,152	61歳	5,810	2,825	3,486	1,695
28歳	2,190	1,380	1,314	828	45歳	3,410	1,965	2,046	1,179	62歳	6,025	2,895	3,615	1,737
29歳	2,230	1,405	1,338	843	46歳	3,525	2,015	2,115	1,209	63歳	6,250	2,965	3,750	1,779
30歳	2,285	1,435	1,371	861	47歳	3,635	2,065	2,181	1,239	64歳	6,480	3,040	3,888	1,824
31歳	2,340	1,455	1,404	873	48歳	3,755	2,115	2,253	1,269	65歳	6,715	3,120	4,029	1,872
32歳	2,390	1,485	1,434	891	49歳	3,880	2,170	2,328	1,302					

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2020年3月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
※保険料率はご加入後満期まで同一です。
※この制度の掛金は年単位の契約当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。なお、割引前の保険料率は満期まで同一です。
記載の掛金は総保険金額10億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約当日より正規掛金を適用します。(既加入の方の掛金は上記に関わらず、ご加入時の年齢および保険料率が適用されますが、割引額の変更により掛金に変更になる場合があります。)

記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入(増額)時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。

加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いたします。
(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

ライフサポートプランご加入にあたって

(半年払保険料併用特約付年金払特約付こども特約付団体定期保険)

加入資格	<p>本人…生協組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2020年3月1日現在満14歳6カ月を超え、満70歳6カ月までの方。 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2020年3月1日現在満15歳6カ月を超え、満70歳6カ月までの方。 こども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、2020年3月1日現在満2歳6カ月を超え、満22歳6カ月までの方。</p> <p>【告知内容】 本人 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 配偶者・こども 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 本人・配偶者・こども共通 【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">別表</td> <td>がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</td> </tr> </table> <p>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。生協の組合員およびその配偶者・こども以外の方はご加入いただけませんので、ご注意ください。</p>	別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病		
保険期間	1年間(2020年3月1日～2021年2月28日)で以後毎年更新します。 保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末(ボーナス払については半年単位の契約応当日の前日)までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。		
掛金	毎月の給与から控除します。(初回は2020年2月分給与から)ボーナス給付掛金はボーナス月(6月、12月)の月額掛金とあわせて月例給与から控除させていただきます。(初回は2020年6月給与から)なお、当制度は掛金に制度運営費(本人・配偶者とも1人につき150円)を含みます。		
配当金	この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。2018年4月2日更新契約からは、昨今の死亡率低下などを反映した保険料率改定を行なっています。保険金支払などが過年度と同条件であった場合でも剰余金が減り、配当率が低下します。 なお、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。なお中途脱退した場合には配当金の還付はありません。		
申込方法	添付の加入申込書兼告知書に必要事項を記入・押印の上、生協本部までご提出ください。なお、既に加入されている方で、今回「申込書兼告知書」にてコース選択されなかった方(提出されなかった方含む)は、年齢区分に応じた同一コースで継続加入となります。ただし掛金は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。 ※氏名・生年月日等変更がありましたら、抹消のうえ余白に正当な氏名・生年月日等をご記入ください。		
継続加入の取扱い	一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。		
退職後制度について	退職後、生協を脱退された方は、生協の加入資格が喪失しますので、ライフサポートプランは翌月末をもって脱退となります。(2項組合員の方は、現職者と同様にライフサポートプランを継続できます。) 脱退時にライフサポートプランに2年以上継続加入されている場合は、原則、無診査・無告知で加入できる明治安田生命の保険が紹介できます。希望される場合は生協脱退予定日の3カ月前までに生協本部にお問い合わせください。		

保険金のお支払い	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 (*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">高度障害状態とは</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの </td> </tr> </table> <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p>	高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの 								
高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの 										
お支払いできない場合について(解除・免責等)	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 <p>1. 死亡保険金について ①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。) ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) (*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。</p> <p>2. 高度障害保険金について ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</p>										
年金の取扱いについて	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. 年金の種類と型</td> <td>●年金支払期間は、制度内容欄に記載の加入コースに対応した期間で支払います。 [確定年金(定額型)]</td> </tr> <tr> <td>2. 配当金</td> <td>●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。</td> </tr> <tr> <td>3. 年金受取人</td> <td>●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。</td> </tr> <tr> <td>4. 年金のお支払い</td> <td>●年金受取人へのお支払いは、毎年4回の受取りです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>5. 年金払の対象となる保険金</td> <td>●団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。</td> </tr> </table>	1. 年金の種類と型	●年金支払期間は、制度内容欄に記載の加入コースに対応した期間で支払います。 [確定年金(定額型)]	2. 配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。	3. 年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。	4. 年金のお支払い	●年金受取人へのお支払いは、毎年4回の受取りです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。	5. 年金払の対象となる保険金	●団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。
1. 年金の種類と型	●年金支払期間は、制度内容欄に記載の加入コースに対応した期間で支払います。 [確定年金(定額型)]										
2. 配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。										
3. 年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。										
4. 年金のお支払い	●年金受取人へのお支払いは、毎年4回の受取りです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。										
5. 年金払の対象となる保険金	●団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。										

※ライフサポートプランにはリビング・ニーズ特約は付加されていません。については、余命6ヵ月以内と判断されるときも保険金(年金)を前払請求いただくことはできません。

※相互会社においては、ご契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。
 ※この制度は生命保険会社と締結した半年払保険料併用特約付年金払特約付こども特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

【引受会社】

明治安田生命保険相互会社(事務幹事) 日本生命保険相互会社

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。

ライフサポートプランには掛金組合負担の全員加入部分があります。

- ・加入対象者：生協組合員のうち電源開発関連労働組合総連合の組合員で満70歳6カ月までの組合員本人
- ・保険金額：一律50万円
- ・死亡保険金受取人：本人の配偶者、子(子が死亡している場合には、その直系卑属)、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位の者
- ・高度障害保険金受取人：組合員本人

全員加入部分に関する個人情報の取扱いは、19ページの「個人情報に関する取扱いについて」をご覧ください。
 当件について、ご了解をいただけない場合は、申込締切日までに団体窓口へお申し出ください。お申し出がない場合は、ご了解いただいたものとして取扱います。

新・3大疾病支援コースご加入にあたって

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約 [Y] 付集団扱無配当特定疾病保障定期保険 (Ⅱ型))

<p>加入資格</p>	<p>本人…ライフサポートプラン加入の生協組員で申込書記載の告知内容に該当し、2020年3月1日現在満14歳6か月を超え、満65歳6か月までの方。</p> <p>配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2020年3月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方。(配偶者だけの加入はできません。)</p> <p>【告知内容】</p> <p>本人</p> <p>【現在の就業状態】 申込日(告知日) 現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p>配偶者</p> <p>【現在の健康状態】 申込日(告知日) 現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p> <p>本人・配偶者共通</p> <p>【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注) 検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</p> <p>【過去5年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。 (がん・上皮内新生物保障特約について) 当特約を新規付加するまたは当特約が付加された主契約保険金を増額する場合は、上記の告知に併せて、以下の【現在までの健康状態】をご確認ください。</p> <p>【現在までの健康状態】 申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。</p> <table border="1" data-bbox="290 997 1394 1081"> <tr> <td>別表</td> <td>がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</td> </tr> </table> <p>※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。</p> <p>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。</p> <p>※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。</p> <p>※過去に7大疾病保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても7大疾病保障特約の再度付加はできません。</p> <p>※加入日(*)よりも前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合には、加入日(*)以降に新たに「悪性新生物(がん)」と診断確定されても、特定疾病保険金(7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約が付加されている場合は、その保険金を含む)のお支払いの対象になりません。</p> <p>(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。</p> <p>※本人について定められた特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金、死亡保険金または高度障害保険金が増額された場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。ただし、本人の特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金、高度障害保険金が増額された場合かつ本人が団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。</p> <p>生協の組員およびその配偶者以外の方はご加入いただけませんので、ご注意ください。</p>	別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病		
<p>保険期間</p>	<p>1年間(2020年3月1日～2021年2月28日)で以後毎年更新します。</p>		
<p>掛金</p>	<p>毎月の給与から控除します。(初回は2020年2月分給与から)</p>		
<p>申込方法</p>	<p>所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください(申込書はライフサポートプラン申込書と併用です。)</p> <p>昨年度と同じ保険金額で継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。</p> <p>また、申込書の提出がない場合は、昨年度と同じ保険金額で継続となります。</p> <p>※ただし掛金は年齢区分の変更により変更される場合があります。</p>		
<p>自動更新の取扱い</p>	<p>保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が70歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。</p> <p>※更新後のご契約の保険期間は1年です。</p> <p>※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。</p>		

<p>保険金のお支払い</p>	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。</p> <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="1774 231 2884 394"> <tr> <td>高度障害状態とは</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき </td> </tr> </table> <p>※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>	高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき
高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき 		
<p>お支払いできない場合について(解除・免責等)</p>	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき <p>1. 死亡保険金について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①加入日(*)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。) ②契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) <p>2. 高度障害保険金について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ②契約者の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の故意または重大な過失によるとき ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 		
<p>リビング・ニース特約</p>	<p>【保険金のお支払事由について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間(更新される場合は更新後の保険期間を含みます)満了前1年間は、リビング・ニース特約による保険金の請求はできません。※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます。 ●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。 ●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。 <p>余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時において余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合 (2) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合 <p>【ご請求について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニース特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。 ●「死亡保険金額」は、リビング・ニース特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。 ●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者をご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。 ●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求めるとした場合や担当医師に確認を求められる場合があります。 <p>【お支払金額について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。(ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます。) <p>【リビング・ニース特約による保険金をお支払いできない場合について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●つぎのいずれかにより、リビング・ニース特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき (2) ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき (3) 戦争その他の変乱によるとき ●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。 		

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

長期継続保障プランご加入にあたって

(リビング・ニーズ特約付、代理請求特約 [Y] 付集団扱無配当定期保険 (Ⅱ型))

生協組合員とその配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2020年3月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方。(配偶者だけの加入はできません)

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者

【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者共通

【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
----	---

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。ただし、本人の高度障害保険金が支払われて脱退となった場合かつ本人が団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

生協の組合員およびその配偶者以外の方はご加入いただけませんので、ご注意ください。

加入資格

保険期間	2020年3月1日からご加入者(被保険者)が70歳になられた直後の契約応当日の前日まで(ただし、年齢は保険年齢です。) ※ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。 ※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。
掛金	掛金は毎月の給与から控除します。(初回は2020年2月分給与から)退職後の掛金は年払(払方は(新)年払)または一括払となります。
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。(申込書はライフサポートプラン申込書と併用です。)
解約返戻金	この保険は、保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。
自動更新の扱い	ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間の満了の日の2ヵ月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず80歳まで自動的に更新されます。 ※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

年金の取扱いについて	<p>1. 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2~20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です)</p> <p>2. 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。</p> <p>3. 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。</p> <p>●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。</p> <p>4. 年金のお支払い ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。</p> <p>●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。</p> <p>●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。</p> <p>5. 年金払の対象となる保険金 ●無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部</p> <p>●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。</p> <p>●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。</p>
代理請求特約[Y]について	<p>代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p> <p>(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。</p> <p>指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。</p> <p>1. 被保険者の戸籍上の配偶者</p> <p>2. 被保険者の直系血族</p> <p>3. 被保険者の兄弟姉妹</p> <p>4. 被保険者の3親等内の親族</p> <p>5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。</p> <p>ア. 上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方</p> <p>イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)</p> <p>* 保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。</p> <p>* 保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。</p> <p>死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。</p> <p>お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。</p> <p>保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。</p> <p>ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。</p> <p>指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。</p> <p>指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。</p> <p>指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。</p>
ご契約の詳細	<p>ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。</p> <p>「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田生命までお問い合わせください。</p> <p>【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お申込の撤回(クーリング・オフ)について ●健康状態等の告知義務について ●保険金等をお支払いできない場合について ●解約と返戻金について ●契約内容の変更等について ●「生命保険契約者保護機構」について <p>【お取扱できない事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険期間中の保障額の増額・減額はできません ・保険期間の変更はできません ・保険料の払込方法の変更はできません
その他	<p>保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。</p> <p>* この保険には満期保険金はありません。</p> <p>* この保険には自動振替貸付制度はありません。</p> <p>* 現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。</p>

引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。

なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

* 当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

* この制度は生命保険会社と締結した7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)契約に基づき運営します。

【引受会社】 明治安田生命保険相互会社 広域組織法人部 組織開発法人営業部

〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館21階 TEL 03-3560-5908

MY-A-19-特疾-007015

<p>保 険 金 の お 支 払 い</p>	<p>・死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（*）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病により、保険期間中に、所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。</p> <p>・引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>・高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（*）以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="296 231 1394 430"> <tr> <td>高度障害状態とは</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき </td> </tr> </table> <p>※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>	高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき
高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき 		
<p>お 支 払 い で き な い 場 合 に つ い て (解 除 ・ 免 責 等)</p>	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなることがあります。） ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき <p>1. 死亡保険金について</p> <p>①加入日（*）からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。）</p> <p>②契約者の故意によるとき</p> <p>③死亡保険金受取人の故意によるとき</p> <p>④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）</p> <p>2. 高度障害保険金について</p> <p>①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき</p> <p>②契約者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>③被保険者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）</p>		
<p>代 理 請 求 特 約 [Y] に つ い て</p>	<p>代理請求特約 [Y] の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情（注）がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p> <p>（注）「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。</p> <p>指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。 <p>ア. 上記1～4以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方</p> <p>イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人および法人の代表者を除く）</p> <p>* 保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。</p> <p>* 保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。</p> <p>死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約 [Y] を付加することはできません。</p> <p>お支払いした保険金は、指定代理請求者にはなく、被保険者本人に帰属します。</p> <p>保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。</p> <p>ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。</p> <p>指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。</p> <p>指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約 [Y] の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。</p> <p>指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。</p>		

(*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

<p>リビング・ニーズ特約</p>	<p>【保険金のお支払事由について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間（更新される場合は更新後の保険期間を含みます。）満了前1年間は、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はできません。 ●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。 ●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。 <p>余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。</p> <p>(1) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時には余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合</p> <p>(2) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合</p> <p>【ご請求について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。 ●「死亡保険金額」は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。 ●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。 ●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。 <p>【お支払金額について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。 <p>【リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき (2) ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき (3) 戦争その他の変乱によるとき ●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。
<p>ご契約の詳細について</p>	<p>ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。</p> <p>「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田生命までお問い合わせください。</p> <p>【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お申込の撤回（クーリング・オフ）について ●健康状態等の告知義務について ●保険金等をお支払いできない場合について ●解約と返戻金について ●契約内容の変更等について ●「生命保険契約者保護機構」について <p>【お取扱できない事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険期間中の保障額の増額・減額はできません ・保険期間の変更はできません ・保険料の払込方法の変更はできません <p>このパンフレットに記載の事項については、契約応当日である2020年3月1日の新規ご加入または増額部分について適用されます。現在ご加入の部分についてはご加入時にお配りしている「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。ただし、このパンフレットの「お支払いできない場合について（解除・免責等）」に記載の、重大事由による解除の内容については現在ご加入の部分についても適用となります。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。ただし、保険期間中に退職等される際は、(新)年払の口座振替扱に変更、または退職時等に保険料の一括払込みをしていただければ、残りの保険期間についてはご継続いただけます。なお、その後は保険料の割引制度の適用がなくなりますので、保険料が高くなる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> *この保険には満期保険金はありません。 *この保険には自動振替貸付制度はありません。 *現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

引受会社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

*当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

*この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニーズ特約付、代理請求特約 [Y] 付集団扱無配当定期保険（Ⅱ型）契約に基づき運営します。

【引受会社】
明治安田生命保険相互会社 広域組織法人部 組織開発法人営業部
 〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館21階 TEL 03-3560-5908

MY-A-19-定期-007017
 MY-A-19-定期-007016

保険会社からのお願い・ご注意

<保険金のご請求について>

- 保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金は、3年間で請求が無いと、そのお支払いができなくなりますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

個人情報に関する取扱いについて

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp>）をご参照ください。ー死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

ライフサポートプラン（半年払保険料併用特約付年金払特約付子ども特約付団体定期保険）
 新・3大疾病支援コース（7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型））
 長期継続保障プラン（リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険（Ⅱ型））

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入・増額）ください。

契約概要【ご契約内容】

- 商品の仕組み**
企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。
- 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い（支払事由）**
本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
団体定期保険	P11	P11	P1	P12
無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）	P13	P13	P7	P8、14
無配当定期保険（Ⅱ型）	P16	P16	P10	P17

- 配当金**
団体定期保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）、無配当定期保険（Ⅱ型）は、配当金はありません。
- 脱退による返戻金**
団体定期保険、無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は、脱退（解約）による返戻金はありません。無配当定期保険（Ⅱ型）は、保険期間中に脱退（解約）された場合、加入年齢、加入期間などによっては解約返戻金が支払われる場合があります。
- 引受保険会社（事務幹事会社）**
明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
※ただし、団体定期保険は本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

- お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）**
この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日*）前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

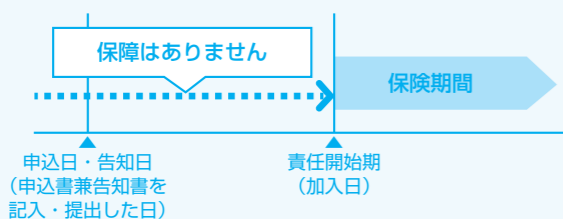
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

3 責任開始期(加入日*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例

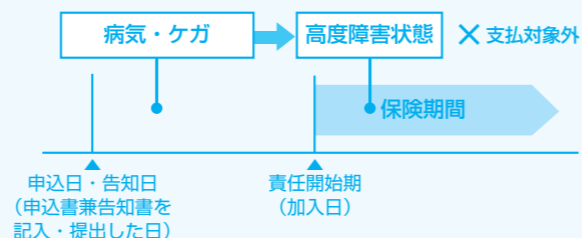


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)について、責任開始期(加入日*)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合や責任開始期(加入日*)からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物(がん)」と診断確定された場合、特定疾病保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

団体定期保険 **P12**、
無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型) **P8、14**、
無配当定期保険(Ⅱ型) **P17**

5 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>)

6 ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

■無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)、無配当定期保険(Ⅱ型)については、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別な事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。